

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書のうち、平成20年2月4日付三機工業発「予備性能試験の延期願いについて」については、開示請求のあった公文書に該当することから、これを開示すべきである。なお、実施機関が行ったその他の一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年1月23日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「焼却施設建設に係る鳴門市と建設及び監理業者で施設の火入れから引渡の間に行われた、不具合対策、引渡事務等を含む一切の協議内容が分かる文書」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年1月30日に該当する公文書を下記の文書と特定し、条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名）に係る部分を不開示として、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：焼却施設建設に係る鳴門市と建設及び監理業者で施設の火入れから引渡の間に行われた、不具合対策、引渡事務等を含む一切の協議内容が分かる文書

3 審査請求

平成29年3月30日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年4月12日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示された公文書は監理業者の社内業務日報と思われる。鳴門市は炉温度の不安定な燃焼状態の不具合について説明会を行ったが、短期間で施設の火入れから予備試験及び引渡性能試験に至った経緯について、市と業者での協議内容が分かる文書の開示を求める。

また、開示された公文書には「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No.19）」及び「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No.21）」が含まれているが、No.19とNo.21の間に当然に存在すると推測される「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No.20）」が開示されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

開示文書は、監理業者の社内業務日報ではなく、監理業者から提出された業務完了報告書であり、これ以外に開示できる文書は存在しない。

また、「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No.20）」は、本件一部開示決定の際には保有していなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「焼却施設建設に係る鳴門市と建設及び監理業者で施設の火入れから引渡の間に行われた、不具合対策、引渡事務等を含む一切の協議内容が分かる文書」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当する部分を不開示としたことには異議を唱えておらず、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

また、開示された公文書には「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No. 19）」及び「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No. 21）」が含まれているが、No. 19とNo. 21の間に当然に存在すると推測される「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No. 20）」が開示されていないことについても主張している。

よって、当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について審査する。

2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、市と業者がどのような協議をし、短期間で予備試験及び引渡性能試験に至った経緯についての協議内容が分かる文書の開示を求めている。

実施機関の説明によると、本件一部開示公文書は、鳴門市新ごみ焼却処理施設建設工事施工監理業務を受託した財団法人日本環境衛生センターから提出された業務完了報告書とのことであり、本件一部開示公文書以外に復命書、報告書等は作成していないとのことである。

実施機関の行う協議内容の全てを文書で残すことは合理性に欠け、また、法的に義務付けられたものではないことからすれば、対象公文書を作成し、又は保存していないという実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

次に、開示公文書である承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No. 19）に記載されている「予備性能試験の延期願いについて（三機工業発 平成20年2月4日付）」については、実施機関に提出されたものであり、開示請求された公文書に該当するので開示すべきものである。

また、開示公文書中「承諾申請図書等検討結果報告書（19年度—承諾—No. 20）」が存在していないことについて、実施機関は、本件審査請求を受けるまで認識していなかったところであるが、審査請求人の主張するとおり同報告書が存在しないことは常識的には考えられないことから、監理業務の受託業者

に対し確認を行い、同報告書を再取得したとのことであり、その内容は予備性能試験の結果報告である。

このことから、本件一部開示決定時には、実施機関は「承諾申請図書等検討結果報告書(19年度—承諾—No. 20)」を保有していなかったことは明らかであり、本件一部開示決定もやむを得ないものである。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできず、また、当該公文書を特定し一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市は、条例の目的を達成するために、市政の内容を市民に説明する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関の対応についても議論をした。そこで、それを踏まえて次のとおり意見を付する。

情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、公文書が適切に管理されていることが前提であり、公文書の紛失、保存年限に基づかない不適切な廃棄など、情報公開制度の根幹を揺るがすような公文書の管理はあってはならないものである。

また、本件のように住民にとって関心の強い事案で問題となっている事項について、口頭による報告・説明のみで、復命その他何ら記録を残していない扱いは、当時、実施機関内部で情報が共有されていたとはいえ、実施機関が負うべき説明責任の観点から望ましいものではないと思料する。

実施機関においては、市民への説明責任を全うするという情報公開制度の趣旨が損なわれることがないように、当審査会から要望するものである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年 4月12日	諮問書の受理

4月26日	実施機関理由説明書の受理
5月11日	審査請求人意見書の受理
5月24日	・審議
7月 5日	・審査請求人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
9月 4日	・審議
10月23日	・答申